

基調報告

図書館の自由・この1年

西河内靖泰（日本図書館協会図書館の自由委員会委員長）

【要旨】

この一年間の図書館の自由に関する事例をふりかえり、自由委員会の論議と対応を報告します。

事例としては、コロナ禍での図書館の対応や捜査機関への利用者情報提供（練馬区立図書館での防犯カメラ記録の外部提供ほか）、国内外での検閲や表現の自由をめぐる動きなどを取り上げます。

【本文】

1. コロナ禍での図書館の対応

(1) 感染防止対策としての臨時休館と利用制限

新型コロナウイルスの日本国内での感染が確認され、政府による小中高校への休校要請がなされた2月末以降、各地の図書館は感染防止の対策に迫られることとなった。国立国会図書館カレントアウェアネス・ポータルの調査によると、3月24日時点で都道府県立図書館の約半数が臨時休館の措置がとられ、お話し会などのイベントも軒並み中止の措置が取られた。4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令、全都道府県への拡大されることで臨時休館措置が全国的に拡大、カーリルや saveMLAK プロジェクトの調査によると、4月23日時点での休館率は88%に上り、休館中もレファレンスサービスを電話やネットで受け付けたり、本の宅配サービスや予約本の受け取りを可能とする自治体がある一方で、完全にサービスを停止する動きや、図書館サイトでの蔵書検索を休止する動きも一部みられた。

日本図書館協会ではこうした動きを受けて、4月21日に「緊急事態宣言のもとでの図書館の対応について」を発表、「人命の尊重」を優先した上で、「図書館の役割を可能な限り果たしていくことが、「宣言」の精神に沿うものとなる」として、休館措置を容認しつつも、「インターネットを介した遠隔型サービスの展開」「感染症に関する適切な情報への案内」「自宅にとどまっている人々の心理的な抑圧（ストレス）をやわらげることを目指す活動」などの取り組みを求めた。また、カーリルでは、蔵書検索ができなくなった480万冊の蔵書を対象に過去の検索データ（キャッシュ）を統合した「キャッシュOPAC」の運用も4月16日より開始した。

(2) 休校要請期間中の未成年利用の制限

2月末から3月にかけての各学校への休校要請期間中、一部の公共図書館にて小中高校生の入館を断ったり、保護者同伴での来館を要請する動きがあることが報じられた（『東京新聞』2020.3.3、『西日本新聞』2020.3.11ほか）。こうした年齢を理由とする入館拒否については、「図書館の自由に関する宣言」が求める「公平な権利」の保障を阻害するものであり、保護者同伴での来館要請は、一定の年齢層以上の児童生徒にとっては来館だけでなく、プライバシーとの関わりから利用する資料の抑制につながる恐れも指摘された。

(3) 来館記録の収集をめぐる

全国一斉の緊急事態宣言が延長される中、5月4日、政府による基本的対処方針改定が発表され、感染防止策を講じることを前提に図書館の再開が容認された。これを受けて、各地の図書館で入館人数の制限、閲覧室やPCの利用禁止・新聞雑誌等の閲覧禁止などの対策が取られつつ、来館型サービスが一部再開することとなった。その一方で、3月末より、感染防止対策の1つとして、来館者に名前や連絡先の提供を求める動きもみられたことから、自由委員会は専用サイト「こんなときどうする」にて、「来館記録の収集は推奨しません」を5月10日に公表、感染者の行動調査から図書館への立ち寄りが判明した場合であっても、国立感染症研究所の「濃厚接触者」の定義（1メートル以内かつ15分以上の接触）には当てはまらないと思われることを理由として、プライバシー保護の観点から来館記録の収集は推奨しないことを述べた。

しかしながら、今後、入館制限が段階的に解除される段階になると、利用者同士が近い距離で館内に長く滞在するようになったり、書架で利用者が手にした資料を紹介する「接触感染」が生じたりするリスクも否定できない。そこで、日本図書館協会は5月14日に公開、同月26日に更新した「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の中で、換気・手指消毒・資料の除菌といった基本的な感染対策を各図書館や利用者に求めるとともに、来館記録（氏名及び緊急連絡先）の収集についても各図書館が主体的にその実施の必要性を判断すべきであるとする文書を発表した。

こうした動きの中で、図書館問題研究会（以下、図問研）は「「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の速やかな修正を求めます」とする文書を5月18日に公開、機関誌『みんなの図書館』2020年11月号にて「日本図書館協会ガイドラインをめぐる

て」とする特集を組み、来館記録の収集を対策の1つとするガイドランの在り方やその策定経緯を批判的に取り上げた。

2. 利用者のプライバシー保護

(1) 防犯カメラの運用をめぐる問題

2020年1月8日の『東京新聞』において、東京都練馬区立石神井図書館で、2018年4月に窓口を委託された業者が監視カメラの記録を警察に提供していたことが報じられた。これは、夜間の窓口職員が警察の問い合わせに、委託館長へ電話で相談のうえ映像記録を見せたもので、図書館の作成した「委託状況確認シート」の記載からあきらかになった。池尻成二練馬区議会議員は、このことについて区議会で質問、「練馬区立図書館防犯カメラ運用規定」に基づき、2018、2017年の2年分について、防犯カメラの記録を外部に開示した事件がないか情報公開請求をしたところ、15件を警察に提供していたことが判明。なかには、事後に捜査関係事項照会書を提出させていたり、警察だけでなく被害を訴える市民に見せている例もあり、委託、指定管理に留まらず、直営館でも運用に問題がある状況が明らかとなった。

(2) 「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」の英訳版

2019年6月、日本図書館協会は、「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」を公表した。その英訳版が、国際図書館連盟・情報アクセスと表現の自由に関する委員会(IFLA/FAIFE)事務局によって策定・公表された。全文は自由委員会サイト内で閲覧できる。

⇒「Privacy Guidelines for Library Usage」

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu//tabid/841/Default.aspx>

(3) IFLAとICAがプライバシー法の制定とアーカイブに関する共同声明を発表

2020年3月4日、国際図書館連盟(IFLA)と国際公文書館会議(ICA)が、プライバシー法の制定とアーカイブに関する共同声明「IFLA-ICA Statement on Privacy Legislation and Archiving」を発表した。

世界中でプライバシー保護に関する法律が制定されつつあることについて、個人情報が悪用されないためにも歓迎すべきこととする一方、「忘れられる権利」を新たなレベルに引き上げるものであること、具体的には、欧州連合(EU)においては図書館・文書館は消去の対象から

外されているものの、他の地域で法律が制定されつつあることから、注意をすることが必要であると述べている。また、プライバシー権と情報へのアクセスのバランスを取るには、知識と倫理綱領に基づく専門家が判断することが最良の方法であり、法律により収集を妨げたり、アーカイブされた文書の破棄を義務付けてはいけないなどとしている。

3. 検閲・表現の自由をめぐる動き

(1) 「あいちトリエンナーレ2019」補助金不交付問題

「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が一時中止になった問題をめぐり、2019年9月26日、文化庁は、愛知県が「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実」を申告していなかったことを問題視し、補助金約7800万円を不交付にすると発表した。

こうした動きを受けて、図問研は2019年9月28日に補助金交付を求める要請書を発表、「事後的に要件に定められていない申告を要求し、一部の企画展が脅迫によって中止を余儀なくされたことをもって補助金を不交付とすることは、脅迫行為为国が追認することになり、今後も美術展等への脅迫行為が繰り返されることが危惧されます」と述べた。その後、2020年3月19日付で愛知県は文化庁へ意見書を提出、その中で「展示会場の安全や事業の円滑な運営にかかる懸念に関連する経費等を減額する旨」を申し出たことから、文化庁は6600万円に減額して交付することを決定した。

(2) 香港・国家安全維持法(国安法)の施行

2020年6月30日、香港で反政府的な言動を取り締まる「香港国家安全維持法(国安法)」が施行された。施行からわずか数日後には香港公共図書館(Hong Kong Public Libraries)で民主活動家ら3人の9タイトル・合計380冊もの書籍が書架から撤去され、OPACでも「審査中」と表示され貸出や予約ができない状態であると報道された(『朝日新聞』7月6日ほか)。

この報道時点では、民主活動家の書籍の所蔵は確認ができたが、審査後に所蔵そのものが抹消される可能性もある。こうした政治的覇権のための書物の大量虐殺(ビブリオコースト)は過去にも繰り返し行われてきた。所蔵が抹消されるという単純な事実だけに矮小化されるのではなく、個人の尊厳、個や集団が記録を保持する権利、アイデンティティの権利、情報を得る権利などを侵害する事実を見逃すべきでない

(3) 日本歴史学協会が公文書の不適切な管理へ抗議

2020年3月21日、日本歴史学協会は「公文書の不適切な管理に対して厳重に抗議する(声明)」を発表。森友学園への国有地売却に関する決裁文書の破棄・改ざん、新型コロナウイルス感染症への対応に関する政府決定に至る関係会議議事録が未作成だったことなど、近年の「公文書管理に関する政府の暴挙に対して厳重に抗議」とともに、「民主主義の根幹となる公文書の将来にわたる適切な保存・管理と利用公開を政府および関係各省庁に対し強く要請」した。

HBO Maxが「偏見の存在自体を否定することになる」として、差別表現の削除や置き換えをせず、説明を加えた上で配信を再開した点は1970年代以降の日本の図書館界が、差別を助長するとして批判を受けた図書等をめぐって、議論を深めてたどり着いた結論に通じることを確認しておきたい。

4. 資料提供の自由

(1) テネシー州議会「保護者審査会」設置を求める法案へALAが反対を表明

2020年2月20日、米国図書館協会(ALA)は、米・テネシー州議会へ提出された法案“HB 2721”に対して、読書の自由を脅かすものであるとして反対の意を示した声明を公開した。

“HB 2721”は、性的な内容を含む資料を利用に供している州内の全ての公共図書館に対して、自治体内の成人5人で構成される「保護者による図書館審査会」の設置を義務付けるもの。審査会は公共図書館の提供する性的な内容を含む資料が未成年者にとって妥当かどうかを判断し、適切でないと思われる資料について、公共図書館は未成年者がアクセスできないような措置をとらなければならないことなどを規定している。

ALAは、もし採択されれば保護者の審査会に図書館資料の読書・閲覧・アクセスに関する最終決定権を委ねること、少人数の保護者がコミュニティの全ての利用者にとっての最善の資料を判断できるという同法案の発想は、コミュニティが多様な信念、アイデンティティ、価値観を持つ家族や個人で構成されているという事実を否定していることなどを指摘している。

(2) 『風と共に去りぬ』の配信停止とその後の動き

アメリカにおいて、白人警察官の暴行を受け黒人男性が死亡したことに端を発し、人種差別に対する抗議デモが展開される中、2020年6月9日、メディア企業のワーナーメディア社は、同社系列のストリーミングサービス「HBO Max」において、映画『風と共に去りぬ』の配信をいったん停止した。同作品に対して、奴隷制を肯定し黒人をステレオタイプにより描写しているとの批判が向けられたことがその理由だが、6月24日には、本編の前に、歴史的背景や奴隷制を肯定する作品の問題点を解説する約4分半の動画が付け加えられ、配信は再開された。